

(財政の健全化判断比率等に係る財政用語解説)

用語		説明	備考
①	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源ベースの収入規模を示す割合。	$\text{標準財政規模} = \left\{ \begin{array}{l} \text{標準税収入額} \\ + \\ \text{普通交付税} \\ + \\ \text{臨時財政対策債} \end{array} \right.$
②	標準税収入額	基準財政収入額の中の税収入額を算入率(75%)によって除いた金額のことで、標準的な税率において、収入されるであろう税収入額を表します。	$\begin{aligned} &\text{標準税収入額} \\ &= (\text{基準財政収入額} - (\text{税源移譲相当額} \times 25\%) - \text{地方譲与税} - \text{交通安全交付金} \\ &\quad - (\text{地方消費税交付金税率引き上げ分} \times 25\%)) \times 100 \div 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全交付金} \end{aligned}$
③	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定したものの。	町税や国からの各種譲与税関係等
④	基準財政需要額	普通交付税の算定に用いられるもので、標準的な水準の行政サービスを行うために必要な経費を一定の方法によって算定した額。	福祉、教育、まちづくりや公債費の償還等を行っている経費
⑤	形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額のことです。	形式収支 $\text{算式} = \text{歳入決算総額} - \text{歳出決算総額}$
⑥	実質収支	歳入歳出差引額(形式収支)から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額のことです。	実質収支 $\text{算式} = \text{形式収支} (\text{歳入決算総額} - \text{歳出決算総額}) - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$
⑦	債務負担行為	数年度にわたる建設工事、土地の購入などの翌年度以降の経費支出や、土地開発公社などに対して債務保証又は損失補償のような債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出を予定するなど、将来的な財政支出行為として約束し、予算に内容を定めておくもの。歳入歳出予算とともに予算の一部を構成するものです。	職員・教職員住宅共済組合住宅償還金や農業関係子補給金等
⑧	臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、特例的に発行可能な地方債(赤字地方債)のことで、発行可能額は普通交付税と合わせて算定されます。	

(財政の健全化判断比率等に係る財政用語解説)

用語		説明	備考
⑨	流動資産及び流動負債	1年以内に支払い又は現金化等出来るものである。	流動資産 = 現金預金や未収金及び貯蔵品等 流動負債 = 一時借入金や未払金等
⑩	解消可能資金不足額	下水や地下鉄事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に資金不足が生じる事由があるものについては、特例で将来解消される見込額を資金不足額から控除出来るもの。	※ 公営企業で資金不足を生じていない場合は該当なし
⑪	経営健全化基準	各公営企業会計の資金不足比率に適用される基準であり、基準以上となった場合は、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならないこととされています。(H20決算より適用)	(基準以上の場合) ① 経営健全化計画策定(議会の議決を経て公表)、外部監査の要求が義務付け ② 策定計画の実施状況を毎年議会に報告し公表 ③ 経営健全化が著しく困難と認められる場合、知事から必要な勧告が行われる。
⑫	早期健全化基準	健全化判断比率(4指標)に適用される基準で、再生基準の手前の段階で自主的かつ計画的にその財政及び経営の健全化を図るものであり、基準以上となった場合は、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、ほかの3つの健全化判断比率は早期健全化未満とすることを目標として財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、北海道知事へ報告しなければならないこととされています。(H20決算より適用)	(基準以上の場合) ① 財政健全化計画策定(議会の議決を経て公表)、外部監査の要求が義務付け ② 策定計画の実施状況を毎年議会に報告し公表 ③ 財政健全化が著しく困難と認められる場合、知事から必要な勧告が行われる。
⑬	財政再生基準	健全化判断比率(将来負担比率を除く。)に適用される基準で、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況であるもので従来の再建団体扱いとなり、基準以上となった場合は、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、ほかの3つの健全化判断比率は早期健全化未満とすることを目標として財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければならないこととされています。(H20決算より適用)	(基準以上の場合) ① 財政再生計画策定(議会の議決を経て公表)、外部監査の要求が義務付け ② 策定計画の実施状況を毎年議会に報告し公表 ③ 策定計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる。(同意がなければ、災害復旧事業債を除き地方債の発行が制限されます。) ④ 財政運営が計画に適合しないと認められる場合、国から予算の変更等が勧告されます。